マイナンバー制度・「個人番号カード」の交付が始まります

問い合わせ　芦屋市マイナンバーコールセンター　☎0570-03-8203

11月21日からマイナンバーの記載された「通知カード」が、地方公共団体情報システム機構から、市内に住民登録のある全てのかたに対して、簡易書留により順次配送されています。

平成28年１月からは、「個人番号カード」の交付を申請されたかたへの、「個人番号カード」の交付が芦屋市役所で始まります。

※「通知カード」の作成・送付、「個人番号カード」の作成は、地方公共団体情報システム機構に委任しています。

※郵便局の保管期間を経過したこと等により受け取りができなかった「通知カード」は、芦屋市役所で３カ月間程度保管します。受取方法は、上記、芦屋市マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。

通知カードの表面イメージ

◇通知カード・個人番号カード

●「通知カード」は住民票のあるすべてのかたに、「個人番号カード」は申請されたかたに交付します。

●「個人番号カード」の有効期限は20歳以上のかたは発行後10回目の誕生日まで、20歳未満のかたは５回目の誕生日までです。「通知カード」は無期限です。

●「通知カード」および「個人番号カード」の初回の発行手数料は無料です。

●行政機関の窓口で個人番号が必要な届出等を行う場合、「個人番号カード」は身分証明書にもなるため、このカード１枚の提示で済み、手続きがスムーズになります。
（注）「通知カード」の場合は、あわせて身分証明書等の提示が必要です。

●国税電子申告（ｅ－Ｔａｘ）等をされる場合には、電子証明書が搭載されている「個人番号カード」が必要です。
（注）「住民基本台帳カード」で申告されているかたは、住民基本台帳カードに搭載の電子証明書の有効期限までは引き続き使用可能です。

個人番号カードのイメージ

◇個人番号カードの取得方法

（１）申請

以下の申請書等を送付用封筒に入れて郵送で申請
（スマートフォン・パソコンからでも申請できます）
●「個人番号カード交付申請書」
●顔写真
※申請書・送付用封筒は、「通知カード」送付時に同封しています。
※顔写真は、正常時の顔貌と著しく異なるものは不可。

（２）交付（カード受け取り）

芦屋市役所から「個人番号カード交付通知書」を送付しますので、交付通知書に記載のある本人確認資料等をご持参の上、下記の交付場所でお受け取りください。

●交付場所　市役所分庁舎１階窓口
●交付日時　平日・午前９時～午後５時30分
土日開庁日・午前９時～午後４時（下記参照）
≪土日開庁日≫
■日　　程
（土曜日）１月９日・30日・２月13日・27日・３月12日・26日
（日曜日）１月24日・２月７日・３月６日
■業務内容　「個人番号カード」交付業務・不着分の「通知カード」交付業務

◇国税電子申告（ｅ－Ｔａｘ）等をされるかたへ

個人番号カードは、地方公共団体情報システム機構で一括して作成されるため、即日交付することができません。また、個人番号カードの交付申請が集中した場合は、交付までにかなりの日数がかかる可能性があります。

確定申告の時期に住民基本台帳カード中の電子証明書の有効期限を迎えるかたや、個人番号カードを利用して新たに電子申告をされるかたは特にご注意ください。

市民の皆さんの意見を募集します（条例・指針・計画）

【応募要領】
■募集期間　12月25日～平成28年１月25日
■提出方法　名称・住所・氏名（団体等は名称・代表者氏名）・電話番号を明記の上、12月25日～１月25日までに持参（平日・執務時間内）または、郵送（〒659-8501 住所不要）・ファクス・Ｅメール（✉info@city.ashiya.lg.jp）のいずれかで下記の各担当課へ（様式は問いません）。
※電話・窓口での口頭によるご意見は受け付けていません。
■原案の閲覧　市ホームページ・各問い合わせ先の課・市役所北館１階行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー・市民センター（公民館図書室）・図書館本館・保健福祉センター・市民活動センター（リードあしや）・潮芦屋交流センターで閲覧できます。
■意見の公表　市の見解とともに市ホームページ等で公表（氏名等は非公表）する予定。※個別の回答はしませんのでご了承ください。

芦屋市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）

犯罪に巻き込まれ被害者となったかたたちは、犯罪行為による直接的な被害はもとより、その後の精神的な苦痛や心無い人からの中傷などさまざまな二次的被害によっても、苦しめられることが少なくありません。

本市においても、そのような犯罪被害者等を支援するため、芦屋市犯罪被害者等支援条例の制定に向けた作業を進めています。

このたび、その条例の骨子（案）を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

問い合わせ　防災安全課　☎38-2093/FAX38-2157

第３次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（原案）

本市の人権に関する基本理念および基本方針を定めた第２次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針が、平成27年度で期間満了を迎えることから、現在、第３次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定作業を進めています。

このたび、原案を作成しましたので、市民の皆さんの意見を募集します。

問い合わせ　人権推進課　☎38-2055/FAX38-8694

芦屋市創生総合戦略（原案）

国は、少子高齢化の進展への対応や、東京圏への人口集中の是正のため、まち・ひと・しごと創生法を平成26年に制定し、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をそれぞれ策定しました。

これを受け、本市においても、人口減少への対応を図るため、将来の人口展望を踏まえ、平成31年度までの５年間を計画期間とした「芦屋市創生総合戦略」の策定作業を進めています。

このたび、原案を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

問い合わせ　政策推進課　☎38-2127/FAX31-4841

芦屋市耐震改修促進計画（原案）

本市では、当初計画をもとに耐震診断および耐震改修を促進するための施策を進めてきましたが、国の基本方針の改正、兵庫県耐震改修促進計画の改定および本市の施策の進捗状況を勘案し、当初計画の改定作業を進めています。

このたび、原案を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

問い合わせ　建築指導課　☎ 38-2114/FAX38-2164

第２期芦屋市教育振興基本計画（原案）

本市では、「教育のまち芦屋」を目指し、平成23年３月に「芦屋市教育振興基本計画」を策定し、教育に関する各種施策を推進してきましたが、平成27年度をもって計画期間が終了することから、新たに平成28年度からの５年間を計画期間とする「第２期芦屋市教育振興基本計画」の策定作業を進めています。

このたび、原案を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

問い合わせ　教育委員会管理課　☎38-2085/FAX38-2166

教育委員に小石寛文氏を選任

問い合わせ　人事課　☎38-2019

教育委員の任期満了に伴い、11月30日に開かれた定例市議会で議会の同意を得て、小石寛文氏を選任しました。
任期は、平成27年12月６日から４年間です。

小石　寛文（こいし　ひろふみ）氏

過去に、教育振興基本計画策定委員・潮見中学校ＰＴＡ会長等を歴任
緑町在住　70歳

平成28年度　留守家庭児童会（学童保育）入会児童募集

問い合わせ　青少年育成課　☎22-0358

学校の放課後、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校１～４年生の児童を対象に、遊びを通じてスポーツ・文化・レクリエーション等の諸活動を行い、生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的とする放課後児童健全育成事業です。

【平成28年度からの変更点】
①入会対象が新４年生まで拡大されます。
②入会申し込みの時期が例年より早く、１月中になります。
③定員を超える申し込みの場合、優先順位を審査し、入会を決定します。

■対　　象　市内在住の新１年生・新２年生・新３年生・新４年生で、保護者が就労等で昼間不在となる家庭の児童

■必要書類　【入会申込】
①留守家庭児童会入会申請書（入会希望児童１人につき１通）
②在職証明書等（児童の育成に当たることができないことを証明するもの）
③留守家庭児童会延長育成利用希望調査票（延長育成を希望する場合）
【育成料の減額申請】
①育成料減額申請書
②平成27年度市民税課税証明書（平成27年１月１日現在の住所地を管轄する市区町村の住民税窓口で請求してください。）

■育 成 料　月額8,000円
※土曜日の登録を希望する場合、1,600円を加算
※延長育成を希望する場合、3,000円を加算
（延長育成の開級学級は受付期間内の利用希望者のうち、該当者数によって決定）
【その他】おやつ・教材費（月額2,000円）
災害保険代（年額500円）

■申し込み　12月15日（火）から下記設置場所で配布の申込用紙に記入の上、１月４日～31日・午後５時30分（必着）（日曜・１月11日（月・祝）を除く）までに郵送または受け付け窓口へ

【入会申込用紙設置場所】
◇各小学校の留守家庭児童会学級（月～金・午後０時15分～３時）
◇市役所案内窓口　◇北館４階教育委員会管理課窓口
◇ラポルテ市民サービスコーナー※市ホームページからもダウンロードできます

【受け付け窓口】
◆入学する学校・在校する各小学校の留守家庭児童会（月～金・午後０時15分～３時）
◆体育館・青少年センター２階・青少年育成課（月～土・午前９時～午後５時30分）
※体育館・青少年センターは改修工事中のため入口が建物南側に変更されています。
※提出書類に不備がある場合は不受理となりますので、ご注意ください。
※定員に満たない学級については、随時入会を受け付けます。

1.17　芦屋市祈りと誓い

問い合わせ　市長室　☎38-2000

阪神・淡路大震災から20年の節目を経て、来年１月17日で21年を経過するにあたり、犠牲者を追悼するため「1.17芦屋市祈りと誓い」を執り行います。

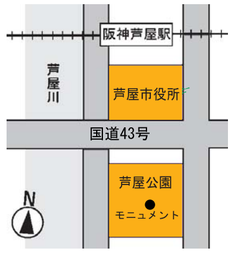

■日　　時　平成28年１月17日（日）＜雨天決行＞
午前７時～午後５時
■会　　場　「阪神・淡路大震災 慰霊と復興のモニュメント」前
（浜芦屋町「芦屋公園」内）
■内　　容　記帳・献花（献花用の花は市で用意）
※供花や供物などは固く辞退します。
※駐輪場・駐車場はありません。

1.17ひょうごメモリアルウォーク2016

問い合わせ　ひょうご安全の日推進県民会議事務局（兵庫県復興支援課内）
☎078-362-9984/FAX078-362-4459

大震災の経験と教訓を発信し、1.17を忘れずに語り継ぐことを目的として「1.17ひょうごメモリアルウォーク2016」を次のとおり開催します。ふるってご参加ください。

【ウォークコース】＜雨天決行＞
■日　時　平成28年１月17日（日）午前８時受け付け・午前８時30分スタート
〈集合場所〉川西運動場（東10kmコース）
■内　容　「ＨＡＴ神戸」までの約10kmを歩きます。
■その他　上記以外の出発地、５km・15kmコースもあります。
※神戸市・芦屋市・西宮市に気象警報（暴風・大雨・大雪）が発令された場合は中止

【1.17のつどい】
■日時　平成28年１月17日（日）午前11時50分～午後０時30分（献花は午後５時まで）
■会場　ＨＡＴ神戸　人と防災未来センター　慰霊のモニュメント前
※詳しくは「1.17は忘れない　ひょうご安全の日公式サイト」をご覧ください。

1.17あしやフェニックス基金の助成案内

問い合わせ　政策推進課　☎38-2127

「1.17あしやフェニックス基金」は、阪神・淡路大震災で得た尊い経験と教訓を次世代に継承し、災害に強いまちづくりを進めるため、設立した基金です。

この基金を活用して、市民グループや大学生等のボランティア活動等への取り組みを支援します。

次のような活動に助成金を支給しますので、ご活用ください。
※助成には条件がありますので、詳細については上記へお問い合わせください。

【助成の対象となる活動】
1. 被災地または被災地以外での被災者の自立支援ならびに被災地域の復旧および復興を支援する活動
2. 防災意識の高揚および自主防災組織の構築に関する活動
3. 防災および復興に関するボランティアの育成
4. 阪神・淡路大震災の教訓を語り継ぐ活動
5. 阪神・淡路大震災に係る災害や復興に関する資料展示
6. 阪神・淡路大震災に係る慰霊および追悼に関する事業
7. その他1.17あしやフェニックス基金の目的に添うと認められる活動

芦屋市霊園　使用者追加募集のご案内

問い合わせ　環境課　☎38-3105

霊園使用者を追加募集します。申し込み方法等は以下のとおりです。

■案内書の配布方法　12月15日（火）から市役所受付・環境課・ラポルテ市民サービスコーナーおよび霊園事務所の各窓口で配布（ただし、土・日・祝日はラポルテ市民サービスコーナーのみ開設しています。なお、ラポルテ本館の休館日は休みです。）
■受け付け　平成28年１月12日～６月29日・平日の午前９時～午後５時30分（正午から午後０時45分までは除く）に環境課（市役所南館地下１階）にて先着順で受け付け
■申し込み資格　下記の①～④すべての項目に当てはまるかた
①申込日を基準日に１年以上継続して、市内に住所（住民登録をしていること）を有するかた
②すでに、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと
③使用許可後１年以内に施設の使用設備（墓石・卷石等）を設置できるかた
④使用料を納付書発行後、おおむね１カ月以内に一括納入できるかた

■使用料および年間維持費

種　別	面　積	１㎡当たり使用料	１㎡当たり年間維持費
普通霊園	１㎡～６㎡未満	75万円	1,200円
	６㎡～12㎡未満	112万５千円	
	12㎡以上	150万円	

※現地に区画番号・面積を標示しています。現状で貸し付けしますので、必ず現地をご確認ください。
※詳しくは、「募集案内」または「市ホームページ」をご覧ください。

【注意事項】
※平成28年１月14日（木）までは９月11日からの募集の補欠当選者および落選者のみを対象に受け付け。
※申し込み日に複数の申し込み者があった場合は、抽選。抽選日を後日申し込み者へ案内。